

要申請

U・Iターン者の就業 および 職場体験に係る費用を支援します！

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、法人が実施する職場体験に参加する方や町内に新規就業者として移住しようとする方の準備や移住にかかる経費、また、就労継続に対する支援を行うため、就業支援金を交付します。

■ 交付対象者および交付内容

項目	対象者	内容
① 引越し経費支援	<p>U・Iターン者</p> <p>※ 転入後 24 か月以内に法人に週 32 時間以上勤務する職員として就労し、3 か月以上の継続した就労した者</p> <p>同一世帯に支援対象者が 2 名以上いる場合は、1 名のみを支援対象者とする。</p>	<p>町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費・引越費用・車両運送費・家電購入取付費用）に対して支援費用の合算額を上限 15 万円）</p> <p>※支援金交付後も引き続き同一事業所において就労を継続し、町内に定住の意思を有していることが条件。</p> <p style="text-align: right;">要領収書</p>
② 就労継続支援	<p>町内にある福祉事業所に初めて従事する以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・看護師 ・作業療法士 ・理学療法士 ・保育士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・管理栄養士 	<p>町内に移住し、法人に転入後2か月以内に正規職員として就労した方を対象に就労継続支援金を助成。支援金は法人に就労した月から満 12 か月毎に 12 万円を交付し、支援金の上限は 36 万円。</p> <p>※支援金交付後も引き続き同一事業所において就労を継続し、町内に定住の意思を有していることが条件。</p>
③ 職場体験支援	法人が実施する職場体験に参加する者	<p>町内の法人が実施する職場体験に参加するにあたって要する交通費と宿泊費の一部を助成</p> <p>① 交通費：町の規定により算出 ② 宿泊費：上限 11,000 円 / 泊（10 泊まで）</p> <p style="text-align: right;">要領収書</p>

■ 申請手続き

対象となる方へ

それぞれの支援金の要件を満たした方は、役場 政策企画課（庁舎 2 階）にて手続きをしてください。

【①引越し経費支援】【③職場体験支援】に関しては申請額の根拠となる対象経費に係る領収書が必要となりますのでご持参ください。

各種申請書類をデータでお渡しすることも可能ですので、ご希望の方は以下お問い合わせ先までご連絡ください。

事業所の方へ

事業所の方は、雇用に伴い移住する方に制度の概要をお伝えいただき、また、「①引越し経費支援」を活用される方には対象経費に係る領収書の保管を依頼していただきますようご協力をお願いします。

申請書類のデータをお渡し可能です
下記のお問い合わせ先へご連絡ください



お問い合わせ先：西ノ島町役場 政策企画課

電話：08514 - 6 - 0028

メール：seisaku@town.nishinoshima.shimane.jp

要申請

入学助成金・就労助成金を支給します！

西ノ島町では、子育て世帯の経済的負担軽減と定住促進のため、入学や町内就職を応援する「入学助成金」と「就労助成金」を交付しています。対象となる方はぜひご利用ください。

助成金	入学助成金		就労助成金	
対象者	● 町内の小学校に入学する方	30,000 円	● 西ノ島中学校卒業生で、中学・高校・大学（高専・専門学校等を含む）を新規に卒業し、町内の事業所に就労する方	240,000 円
	● 町内の中学校に入学する方	50,000 円		
	● 西ノ島中学校卒業生で、高等学校に入学する方	100,000 円	※保護者*が町内に居住している方を対象とします。 ※「西ノ島町福祉職員等確保対策給付金」の対象者及び公務員として就労する方は対象外となります。 ※就労後2年未満で町外へ転出(転勤除く)する場合は、助成金の一部が返還の対象となりますので、あらかじめご了承ください。	
	● 西ノ島中学校卒業生で、大学等に入学する方	100,000 円		
※保護者等*が町内に居住している方を対象とします。				

*父又は母、若しくはこれに代わる保護者

申請期限
令和8年
4月24日(金)



お問い合わせ先：西ノ島町教育委員会 教育課（電話：08514 - 6 - 0171）

要予約

令和8年度 無料登記相談所の開設について

松江地方法務局では、地域住民の皆様方からの登記に関する一般的な内容の相談をお受けするため、下記のとおり奇数月の第3水曜日に登記相談所を開設しますので、ご利用ください。

なお、相談については、**予約制**としておりますので、**相談を希望される方は、開設日の2日前までに、西郷支局にご連絡ください。**

また、西郷支局においては、火曜日と木曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）に予約制で登記手続案内をしています。

ご予約・お問い合わせ先

松江地方法務局
西郷支局

☎ 08512-2-0240

■ 会 場 黒木公民館 研修室（西ノ島町大字別府46番地）

相 談 日	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	20日(水)	15日(水)	16日(水)	18日(水)	20日(水)	17日(水)
相 談 時 間	【午前の部】 10:30 ~ 12:30			【午後の部】 13:30 ~ 15:30		

事前に相談の予約が全くない場合、または海上交通機関の欠航により職員を派遣できない場合は開設しません。

■ 相 談 内 容 土地・建物に関する登記相談

■ 担 当 者 法務局職員

■ 予 約 先 松江地方法務局西郷支局

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎



お問い合わせ先：松江地方法務局 西郷支局（電話：08512 - 2 - 0240）